

(資料1)

警備員教育の時間数一覧表

根拠:警備業法第21条第2項 警備業法施行規則第38条

○:免除

警備員の経歴、能力等の区分		教育時間数			
		新任教育		現任教育(毎年度)	
		基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育
警備員指導教育責任者 有資格者 若しくは 1級検定の合格証明書の 交付を受けている 警備員	当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務に従事させる場合	○	○	○	○
	当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	10(5)	○	6
	経験者(注1)で当該資格者証若しくは当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	3(2)	○	6
2級検定の合格証明書の 交付を受けている 警備員	当該合格証明書に係る警備業務に従事させる場合	○	○	○	6
	当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	10(5)	○	6
	経験者(注1)で当該合格証明書に係る警備業務以外に従事させる場合	○	3(2)	○	6
機械警備業務管理者 有資格者	機械警備業務に従事させる場合	10	○	10	
	経験者(注1)で機械警備業務に従事させる場合	3	○	10	
	元警察官(注2)で機械警備業務に従事させる場合	3	○	10	
	合格証明書又は警備員指導教育責任者資格者証(1号を除く)の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させる場合	○	○	○	6
経験者(注1)で当該警備業務に従事させる場合		7(2) (注3)		10	
経験者(注1)で当該警備業務以外に従事させる場合		13(5) (注3)		10	
元警察官(注2)		13(5) (注3)		10	
一般の警備員		20(5) (注3)		10	
特記	<ul style="list-style-type: none"> ・教育時間数は表記の時間数以上行う必要がある。 ・新任教育の()内の数字は、業務別教育を実地教育によることのできる最大時間数を示している。 				

(注1)「経験者」とは、最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注2)「元警察官」とは、警察官の職にあった期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注3) 新任教育として基本教育及び業務別教育を行う場合については、各社によって基本教育及び業務別教育の時間数の比率を決めることになる。この場合において、業務別教育の時間数を2で除した時間数又は上表の()内の時間数のいずれか少ない時間数を超えない時間数については実地教育によることのできる。なお、当該時間数に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。

<一般の警備員における実地教育の例>

- ① 基本教育10時間、業務別教育10時間(実地教育5時間まで可)
- ② 基本教育 5時間、業務別教育15時間(実地教育5時間まで可)
- ③ 基本教育15時間、業務別教育 5時間(実地教育3時間まで可)
- ④ 基本教育19時間、業務別教育 1時間(実地教育1時間まで可)

<備考>

- ※1 講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電気通信回線を使用して行うものを含む。)とする。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。
 - ①受講者の本人確認ができる ②受講状況を確認できる ③知識の習得状況を確認できる ④質疑応答の機会がある
- ※2 現任教育は、毎年度(4月1日～翌年3月31日)行う。ただし、新任教育を行った年度は、現任教育を行わなくてよい。
- ※3 警備員が主として従事する警備業務の区分を変更する場合の新任教育は行わなくてよい。

(資料2)

特定の種別の警備業務の実施基準

<p>交通誘導警備業務(高速自動車国道又は自動車専用道路において行うものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務1級又は2級検定合格警備員1人以上
<p>交通誘導警備業務(都道府県公安委員会が必要と認めるものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務1級又は2級検定合格警備員1人以上
<p>空港保安警備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港保安警備業務を行う場所(場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物等検査用機械器具の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案する。)ごとに、空港保安警備業務1級検定合格警備員1人 ・エックス線透視装置が設置される場所ごとに、空港保安警備業務1級又は2級検定合格警備員1人以上
<p>施設警備業務(防護対象特定核燃料物質取扱施設に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設警備業務を行う敷地ごとに、施設警備業務1級検定合格警備員1人 ・施設警備業務を行う敷地内の1の防護対象特定燃料物質取扱施設ごとに、施設警備業務1級又は2級検定合格警備員1人以上
<p>施設警備業務(空港に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設警備業務を行う空港ごとに、施設警備業務1級検定合格警備員1人 ・施設警備業務を行う空港の敷地内の旅客ターミナル施設又は当該施設以外の当該空港の部分ごとに、施設警備業務1級又は2級検定合格警備員1人以上